

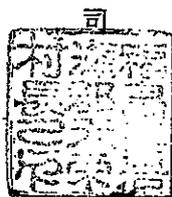
平成十九年天栄村告示第二十九号

字の区域の変更について

本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。
なお、この効力は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成十九年六月十四日

天栄村長 兼 子



原本と相違ない事を証明する

平成十九年六月拾参日

天栄村長 兼 子



変更調書

新		旧		地番	
大字	小字	大字	小字		
牧之内	北田	牧之内	立岩	1の2、1の3及びこれらの区域に隣接する国有地の全部	
	瀧田山		滝田前	2の1、4に隣接する道路である村有地の全部	
	滝田東		滝田前	2の7、2の12	
	仲之内		杉谷崎	杉谷崎	4の3、4の4、7の2
			東谷地	東谷地	12の2
	観音後		惣五郎内後	惣五郎内後	18の1に隣接する道路である村有地の全部
			下吉原	下吉原	10、11の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部
	七十田		八十内後	八十内後	3の2、4の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部
	八十内		八十内後	八十内後	3の2の地先の道路、水路である村有地の全部
	七十田		前田	前田	110の3、111の4、112の3及びこれらの区域に隣接する道路、水路である村有地の全部
	上川原		ブスケ沢	ブスケ沢	1の2、1の3、2の2
			瀧屋敷	瀧屋敷	1の2、5、6、7の2、8、9の1、9の3、11の2、12の3、12の4、13、14、36及びこれらの区域に介在する道路である村有地の全部並びにこれらの区域に隣接する国有地の全部
	煩窪		瀧屋敷	瀧屋敷	28の2、30の2、31の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部並びに37の2に隣接する水路である村有地の全部、27の1、28の2、29、30の2、31の3、33、37の2に隣接する国有地の全部及び地先の水路である村有地の全部、18、22、24、38の地先の国有地の全部及び水路である村有地の全部
	上川原		川除向	川除向	2の2、3の2
川押田	上川原	上川原	56の1から58の2まで及びこれらの区域に隣接する水路である村有地の全部		
梅ノ木田	立石	立石	36の2及びこれに隣接する水路である村有地の全部並びに37に隣接する水路である村有地の全部		
釜場	谷地向	谷地向	15の2、18の2、18の3、34の2、34の3、34の4、35の2、35の3、36の2、37の2、37の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である村有地の全部		

